

## 報告事項

### 1) 対象となる事務の内容

がん登録等の推進に関する法律（以下「がん登録推進法」という）により、病院等から届出された届出対象情報について審査及び整理を行い、その結果得られた都道府県整理情報を国に提出する事務。

### 2) 提供する個人情報

第8条第1項に定められた都道府県整理情報

### 3) 目的

システムを利用しない場合は、病院等は電子媒体等を大阪府に提出し、府はその情報を元に全国がん登録データベースへ入力する作業が必要であり、全国がん登録データベースへのウイルス感染のリスクや情報の移送における紛失等の恐れがある。

国が構築した「がん登録オンラインシステム」及び「全国がん登録システム」は、届出情報を安全に移送するとともに、登録情報の精度向上及び事務の効率化を図るものであることから、利用するものである。